施行日：令和元年11月11日

建築指導課　開発指導係

**開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書（省令60条）**

**農業従事者（添付書類）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 図　書　類 | 記入要領・確認事項 | 担当課 |
| １ | 開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書（正・副各1部、副はコピー可） | 長崎市都市計画法施行細則（第49号様式）※申請書の訂正は原則、申請者の訂正印（捨印可）。設計者の訂正印で訂正する場合は委任状等を添付すること。 | ホームページよりダウンロードできます |
| ２ | 都市計画法第29条第1項第2号にいう農業を営んでいることを証明する事項書 | 様式あり | ホームページよりダウンロードできます |
| ３ | 農業従事者証明書（農業生産法人の構成員の場合も含む） | 農業従事者であることの確認 | 農業委員会で交付しています |
| ４ | 住民票 |  | 各地域センターで交付しています |
| ５ | 公図〔字図〕（申請区域） | 概ねの区域を赤線又は赤着色 | 法務局 |
| ６ | 土地登記事項証明書〔要約書でも可〕 | 登記地目を確認 | 法務局 |
| ７ | 位置図　（申請区域及び耕作地） | 区域を赤線又は赤着色 |  |
| ８ | 現況写真（申請区域） | 区域を赤線 |  |
| ９ | 配置図　（申請区域） | 区域を赤線 |  |
| 10 | 建築物の平面図・立面図（敷地の断面も明記） | 建築物の用途を確認 |  |

|  |
| --- |
| 長崎市は、「長崎市環境基本条例」及び「ながさき環境都市宣言」に掲げる理念に基づき、環境への負荷の低減を図るため、**申請書用紙は、再生紙の使用**をお願いします。 |